

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第三十五号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

**第一条** 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部秘書課の項中「秘書第一係 秘書第二係 自動車係」を「秘書係」に改め、同部広報広聴課の項中「広報紙係 デジタル広報制作係」を「広報制作係 デジタル広報係」に改め、同部政策推進課の項中「政策推進係」を「政策推進係 統計企画分析係 人口統計係 生活・産業統計係」に改め、同部統計分析課の項を削り、同部国際課の項中「国際交流係 東アジア連携係」を「多文化共生係 国際交流係」に改め、同部美しい南部東部振興課の項中「総務係 企画推進係」を「総務企画係」に改め、同部防災統括室の項中「防災拠点係」を「広域受援推進係」に改め、同部安全・安心まちづくり推進課の項を削り、同表総務部の部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同部行政・人材マネジメント課の項中「行政マネジメント係 人材マネジメント係 組織マネジメント係」を「行政・働き方係 採用係 組織係」に改め、同部人事課の項の次に次のように加える。

職員相談支 援課	職員相談支援係
-------------	---------

第三条第一項の表総務部の部財政課の項中「予算第二係 予算第三係」を「予算第二係」に改め、同表総務部の部税務課の項中「税制企画係 徴収対策係 管理係 課税係 第一滞納整理係 第二滞納整理係」を「税制企画管理係 課税係 徴収対策係」に改め、同表総務部の部デジタル戦略課の項中「プロジェクト推進係」を「DX推進係」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の部中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改め、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同部大和平野中央構想・スタートアップ推進課の項中「企画係」を「企画係 スター

トアップ推進係」に改め、同部文化財保存課の項中「文化財保存課」を「文化財課」に改め、同部文化資源活用課の項及び教育振興課の項を削り、同部青少年・社会活動推進課の項中「青少年・社会活動推進課」を「県民くらし課」に、「青少年係」を「安全くらし推進係」に改め、同部スポーツ振興課の項中「スポーツ人材育成係」にぎわいスポーツ推進係」を「地域スポーツ係」に改め、同部消費・生活安全課の項を削り、同表文化・教育・くらし創造部子ども・女性局の部女性活躍推進課の項中「女性活躍推進課」を「子ども・女性課」に改め、同部奈良っ子はぐくみ課の項中「奈良っ子はぐくみ課」を「子ども保育課」に、「放課後児童・手当係」を「保育施設係」に、「保育係」を「放課後児童・手当係」に改め、同部中

課	子ども家庭 児童虐待対策係 家庭福祉係
---	---------------------------

を

課	子ども家庭 児童虐待対策係 家庭福祉係
教育振興課	私学係 教育企画・政策研究係 青少年係

に

改め、同表福祉医療部の部企画管理室の項を次のように改める。

総務課	総務調整係 予算経理係 監査係
-----	-----------------------

第三条第一項の表福祉医療部の部地域福祉課の項中「総務・援護係 地域福祉推進係」を「地域福祉推進係」に改め、同部長寿・福祉人材確保対策課の項を削り、同部障害福祉課の項中「社会参加・障害理解促進係 自立支援・療育係 障害者雇用促進係」を「自立支援係 子ども発達支援係 共生推進係」に改め、同表福祉医療部医療・介護保険局の部医療保険課の項中「指導・福祉医療係 国保運営係 医療費適正化推進係」を「指導・国保運営係 医療費適正化・福祉医療係」に改め、同部中

介護保険課	介護計画係 施設整備係 介護事業係
-------	-------------------------

介護保険課	介護計画係 事業者支援係
地域包括支 援課	長寿・包括ケア推進係 福祉人材確保・育成係

改め、同表福祉医療部医療政策局の部地域医療連携課の項中「医療DX・連携・在宅医療推進係 新型コロナ医療対策係」を「医療DX・連携・在宅医療推進係」に改め、同部病院マネジメント課の項中「南和医療・病院機構係 西和医療センター建設準備支援係 医科大学係」を「病院機構・西和医療センター建設支援係 医科大学・南和医療係」に改め、同部疾病対策課の項中「感染症係 新型コロナ感染症対策係」を「感染症係」に改め、同部薬務課の項中「薬務課」を「薬務・衛生課」に、「販売指導係 生産指導係」を「医薬品指導係 食品・生活衛生係」に改め、同表水循環・森林・景観環境部の部、産業・観光・雇用振興部の部及び産業・観光・雇用振興部観光局の部を次のように改める。

環境森 林部	総務課	総務予算係
水・大気環 境課	環境企画係 水資源政策係 水環境係 生活環境係	
脱炭素・水 素社会推進 課	脱炭素企画係 脱炭素推進係	
廃棄物対策 課	一般廃棄物係 産業廃棄物第一係 産業廃棄物第二 係	

		産業部							
局 光 観		政策課	人材・雇用	経営支援課	産業創造課	総務課	県産材利用 推進課	森林環境課	景観・自然 環境課
課	観光力創造								
	観光情報発信係 観光地域づくり推進係	企画調整係 観光戦略係	働き方改革推進係 人材育成係 人材確保推進係	商工団体・地域産業振興係 金融支援係 経営力向 上係 流通・サービス産業係					

第三条第一項の表食と農の振興部の部中「食と農の振興部」を「食農部」に改め、  
同部企画管理室の項を次のように改める。

総務課	総務予算係 監督検査係
-----	----------------

第三条第一項の表食と農の振興部の部農業水産振興課の項中「農産物ブランド戦略

係 農業技術支援係」を「農業振興・技術支援係」に改め、同部農業経済課の項を削り、同部畜産課の項中「総務・施設整備係」を「総務・畜産企画係」に改め、同部担い手・農地マネジメント課の項中「農地調整係 地籍整備推進係」を「農地調整係」に改め、同部農村振興課の項中「企画係 農村地域づくり係 検査・管理係 農地環境整備係 水利防災対策係」を「企画・地籍係 検査管理・農村地域づくり係 農地環境・水利防災係」に改め、同表県土マネジメント部の部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に、「企画調整係」を「総務調整係」に、「企画係」を「企画第一係 企画第二係 用地対策係」に改め、同部建設業・契約管理課の項中「建設業・契約管理課」を「建設産業課」に改め、同部用地対策課の項を削り、同部技術管理課の項中「総務係 土木検査係 土木積算情報係 建築技術係」を「総務・建築技術係 土木検査・積算情報係」に改め、同部道路マネジメント課の項中「道路環境整備推進係」を「道路環境向上係」に、「道路DX・自転車推進係」を「道路DX推進係」に改め、同部リニア推進・地域交通対策課の項中「リニア推進・地域交通対策課」を「リニア・地域交通課」に、「リニア推進係」を「リニア・交通まちづくり推進係」に改め、同部広域防災拠点課の項を削り、同部下水道課の項中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に、「総務管理係」を「総務経営係」に、「下水道係」を「事業係」に改め、同表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部中「地域デザイン推進局」を「まちづくり推進局」に改め、同部まちづくり連携推進課の項を次のように改める。

まちづくり 推進課	総務調整係 地域構想・市街地整備係 市町村連携 推進係
--------------	--------------------------------------

第三条第一項の表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部県土利用政策課の項中「土地利用調整係 土地政策係 都市計画係 都市施設係」を「土地政策係 都市計画係」に改め、同部公園緑地課の項を次のように改める。

公園企画課	総務企画係 都市公園係 歴史公園係
-------	-------------------------

第三条第一項の表県土マネジメント部地域デザイン推進局の部住まいまちづくり課

の項中「住まいまちづくり課」を「住宅課」に改め、同部建築安全推進課の項中「建築安全推進課」を「建築安全課」に、「監察係 盛土対応係」を「監察・盛土対応係」に改め、同部県有施設営繕課の項中「県有施設営繕課」を「営繕課」に、「総務契約係 マネジメント・保全係 建築総括第一係」を「総務・マネジメント保全係 建築総括第一係 教育施設建築係」に、「設備第一係 設備第二係」を「住宅施設建築係 電気設備係 機械設備係」に改め、同条第二項を削る。

第五条の表文化資源活用課の項中「文化資源活用課」を「文化財課」に、「世界遺産第一係 世界遺産第二係」を「世界遺産係」に改め、同表地域福祉課の項、介護保険課の項及び雇用政策課の項を削り、同表観光プロモーション課の項を次のように改める。

観光力 創造課	奈良公園室	奈良公園整備係	奈良公園誘客促進対策係	奈良公
		園管理運営係		

第五条の表公園緑地課の項及び県有施設営繕課の項を削り、同表備考2中「食と農の振興部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室」を「食農部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室」に改める。

第六条総務部の部知事政務推進課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 統計に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条総務部の部知事政務推進課の項を削り、同部知事政務国際課の項を次のように改める。

知事政務 国際課

一 国際交流（東アジア地方政府会合を含む。）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 多文化共生の推進に関すること。

三 外国人支援センターに関すること。

四 旅券事務所に関すること。

第六条総務部の部知事政務美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項第三号中「犬又は猫の飼養管理及び動物愛護の啓発」を「化製場等」に改め、同項に

次の一号を加える。

四 狂犬病予防、動物の愛護及び管理等に関すること。

第六条総務部の部知事公室安全・安心まちづくり推進課の項を削り、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同部人事課の項の次に次のように加える。

#### 職員相談支援課

一 職員からのハラスメント等に関する相談及び支援に関すること。

二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十

九条第一項に規定する障害者職業生活相談員の業務に関すること。

第六条総務部の部管財課の項に次の一号を加える。

四 公用車の事故処理に関すること。

第六条総務部の部管財課ファシリテイマネジメント室の項第五号を削り、同条文化・教育・くらし創造部の部中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改め、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同部文化財保存課の項中「文化財保存課」を「文化財課」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 文化財課 世界遺産室

世界遺産の登録、保全及び活用に関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部文化資源活用課の項及び教育振興課の項を削り、同部青少年・社会活動推進課の項中「青少年・社会活動推進課」を「県民くらし課」に改め、同項第一号中「青少年対策及び」を削り、同項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第九号中「青少年対策及び」を削り、同号を同項第六号とし、同項に次の五号を加える。

七 安全・安心のまちづくりの企画及び総合調整に関すること。

八 自主防犯に関すること。

九 交通安全対策に関すること。

十 交通事故相談に関すること。

十一 消費者行政及び消費生活協同組合に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条文化・教育・くらし創造部の部消費・生活安全課の項を削り、同部こども・女性局女性活躍推進課の項中「女性活躍推進課」を「こども・女性課」に改め、同部

こども・女性局奈良っ子はぐくみ課の項中「奈良っ子はぐくみ課」を「こども保育課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部こども・女性局こども家庭課の項の次に次のように加える。

こども・女性局 教育振興課

一 教育振興大綱に係る教育振興の総合調整に関する事。

二 私立学校に関する事。

三 公立大学法人奈良県立大学に関する事。

四 大学との連携に関する事。

五 地域づくりの情報発信に関する事。

六 青少年対策の総合企画及び調整に関する事。

七 ひきこもり相談窓口に関する事。

八 青少年健全育成の総合的推進に関する事。

九 生涯学習の振興に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

十 その他青少年対策に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条福祉医療部の部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉法人、介護・障害福祉サービス事業所等の指導監査に関する事。

第六条福祉医療部の部地域福祉課監査指導室の項及び長寿・福祉人材確保対策課の項を削り、同部医療・介護保険局介護保険課地域包括ケア推進室の項を次のように改める。

医療・介護保険局 地域包括支援課

一 地域包括ケアの推進に関する事。

二 高齢者の生きがいづくりに関する事。

三 福祉人材の確保・育成に関する事。

第六条福祉医療部の部医療政策局薬務課の項中「薬務課」を「薬務・衛生課」に改め、同項に次の十号を加える。

六 食品衛生及び食品表示に関する事。

七 と畜場及び食鳥処理に関する事。

八 製菓衛生師及び調理師に関する事。

九 理容師、美容師及びクリーニング師並びに当該施設に関する事。



- 十 興行場、公衆浴場その他公衆の利用する施設の衛生に関すること。
  - 十一 生活衛生関係営業の運営の適正化に関すること。
  - 十二 温泉に関すること。
  - 十三 家庭用品の安全対策に関すること。
  - 十四 墓地、埋葬等に関すること。
  - 十五 その他生活衛生に関すること。
- 第六条水循環・森林・景観環境部の部中「水循環・森林・景観環境部」を「環境森林部」に改め、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同部水資源政策課の項中「水資源政策課」を「水・大気環境課」に改め、同項第七号中「水質」の下に「大気及び土壌」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「水環境保全」を「環境影響評価」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 環境政策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 環境保全意識の高揚に関すること。
- 三 環境保全活動の推進に関すること。

第六条水循環・森林・景観環境部の部水資源政策課の項に次の二号を加える。

- 十一 公害の苦情及び紛争の処理に関すること。
- 十二 その他環境の保全に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条水循環・森林・景観環境部の部水資源政策課の項の次に次のように加える。

#### 脱炭素・水素社会推進課

- 一 脱炭素政策及び水素社会形成に関する総合企画及び調整に関すること。
- 二 エネルギー政策に関すること。

#### 廃棄物対策課

- 一 循環型社会の形成推進に関すること。
- 二 廃棄物対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 三 廃棄物の適正処理に関すること。
- 四 廃棄物処理施設に関すること。
- 五 その他廃棄物対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 景観・自然環境課

- 一 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の施行に関すること。
- 二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百号）の施行に関すること。
- 三 景観法（平成十六年法律第一百号）及び奈良県景観条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十九号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 屋外広告物に関すること。
- 五 砂利採取の規制（河川管理者の権限に属するものを除く。）及び採石の規制に関すること。
- 六 自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）の施行に関すること。
- 七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）の施行に関すること。
- 八 自然公園の整備及び利用に関すること。
- 九 生物多様性の保全及び希少野生動植物の保護に関すること。
- 六 第六条水循環・森林・景観環境部の部森と人の共生推進課の項中「森と人の共生推進課」を「森林環境課」に改め、同項に次の一号を加える。
- 十二 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 六 第六条水循環・森林・景観環境部の部森林資源生産課の項中「森林資源生産課」を「県産材利用推進課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 四 林道の整備に関すること。
- 六 第六条水循環・森林・景観環境部の部森林資源生産課の項第六号中「保安林及び保安施設地区」を「木材利用施策の企画及び調整」に改め、同項に次の三号を加える。
- 七 県産材の利用推進及び販路拡大に関すること。
- 八 木材の流通及び加工に関すること。
- 九 木材・木製品製造業に関すること。
- 六 第六条水循環・森林・景観環境部の部奈良の木ブランド課の項から景観・自然環境課の項までを削り、同条産業・観光・雇用振興部の部中「産業・観光・雇用振興部」を「産業部」に改め、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同項の次に次のように加える。

## 産業創造課

- 一 産業政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 産業関連統計の調査及び分析に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 中小企業の経営革新に関すること。
- 四 新産業の創出に関すること。
- 五 企業及び研究所の立地促進に関すること。
- 六 宿泊施設の立地促進に関すること。
- 七 産業用地の創出支援に関すること。
- 第六条産業・観光・雇用振興部の部地域産業課の項中「地域産業課」を「経営支援課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の五号を加える。
  - 九 創業支援及び経営支援に関すること。
  - 十 商業及びサービス業の振興に関すること。
  - 十一 大規模小売店舗の立地による周辺の生活環境の調整に関すること。
  - 十二 県内消費の振興に関すること。
  - 十三 公益財団法人奈良県地域産業振興センターに関すること。
- 第六条産業・観光・雇用振興部の部産業政策課の項及び企業立地推進課の項を削り、同部雇用政策課の項中「雇用政策課」を「人材・雇用政策課」に改め、同項に次の二号を加える。
  - 六 外国人の就労及び支援の調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 七 学生、若年無業者、高齢者及び離職者の雇用に関すること。
- 第六条産業・観光・雇用振興部の部雇用政策課外国人・人材活用推進室の項を削り、同部観光局ならぬ観光力向上課の項中「ならぬ観光力向上課」を「観光戦略課」に改め、同項第一号中「及び調整」を「調整及び実施」に改め、同項第二号中「地域観光力向上の企画及び」を削り、同項第八号を削り、同部観光局観光プロモーション課の項中「観光プロモーション課」を「観光力創造課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
  - 二 観光素材の発掘、磨き上げに関すること。

三 観光地域づくりに関すること。  
第六条産業・観光・雇用振興部の部観光局観光プロモーション課の項に次の三号を加える。

六 MICEの誘致に関すること。  
七 奈良県コンベンションセンターに関すること。

八 一般財団法人奈良県ビクターズビューローに関すること。

第六条産業・観光・雇用振興部の部観光局観光プロモーション課MICE推進室の項中「観光プロモーション課 MICE推進室」を「観光力創造課 奈良公園室」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 奈良公園に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。  
二 観光地域づくりに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条食と農の振興部の部中「食と農の振興部」を「食農部」に改め、同部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 農業協同組合等に関すること。

五 農業共済に関すること。

六 農事組合法人に関すること。

第六条食と農の振興部の部農業経済課の項を削り、同部担い手・農地マネジメント課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同部農村振興課の項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 国有農地及び開拓財産に関すること。

八 国土調査に関すること。

第六条県土マネジメント部の部企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 補償基準等の整備及び運用に関すること。

六 土地収用に関すること。

七 県土マネジメント部所管の用地取得の進行管理に関すること。

八 奈良県土地開発公社に関すること。

第六条県土マネジメント部の部建設業・契約管理課の項中「建設業・契約管理課」

を「建設産業課」に改め、同部用地対策課の項を削り、同部リニア推進・地域交通対策課の項中「リニア推進・地域交通対策課」を「リニア・地域交通課」に改め、同部広域防災拠点課の項を削り、同部下水道課の項中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に改め、同部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課の項中「地域デザイン推進局 まちづくり連携推進課」を「まちづくり連携推進課」に改め、同部地域デザイン推進局県土利用政策課の項中「地域デザイン推進局」を「まちづくり推進局」に改め、同部地域デザイン推進局公園緑地課の項を次のように改める。

まちづくり推進局 公園企画課

- 一 都市公園に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国営公園に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条県土マネジメント部の部地域デザイン推進局公園緑地課奈良公園室の項及び地域デザイン推進局公園緑地課平城宮跡事業推進室の項を削り、同部地域デザイン推進局住まいまちづくり課の項中「地域デザイン推進局 住まいまちづくり課」を「まちづくり推進局 住宅課」に改め、同部地域デザイン推進局建築安全推進課の項中「地域デザイン推進局 建築安全推進課」を「まちづくり推進局 建築安全課」に改め、同部地域デザイン推進局県有施設営繕課の項中「地域デザイン推進局 県有施設営繕課」を「まちづくり推進局 営繕課」に改め、同項第一号中「（営繕プロジェクト推進室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同部地域デザイン推進局県有施設営繕課営繕プロジェクト推進室の項を削る。

第七条中「企画管理室」を「総務課」に改める。

別表第一奈良県旅券事務所及び奈良県外国人支援センターの項中「国際交流、異文化理解等」及び「及び多文化共生」を削り、同表奈良県奈良県税事務所から奈良県自動車税事務所までの項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改め、同表奈良県文化会館からなら歴史芸術文化村までの項から奈良県立野外活動センターの項までを次のように改める。

奈良県文 化会館	奈良市登 大路町		会館の管理運営に 関すること。	文化振興課
奈良県櫃		一	会館の管理運営に	

<p>村 なら歴史 芸術文化</p>	<p>奈良県立 美術館</p>	<p>原文化会 館</p>
<p>天理市柚 之内町</p>	<p>奈良市登 大路町</p>	<p>橿原市北 八木町</p>
<p>一 なら歴史芸術文化 村の管理運営に関す ること。 二 文化芸術に関する 対話、交流及び体験 を通じた知的好奇心 の喚起及び豊かな人 間性のはぐくみに関 すること（他課の所 掌に属するものを除 く。）。 三 文化芸術に関する</p>	<p>一 美術品及び美術に 関する資料を収集し、 保管し、及び展示す ること。 二 美術に関する展覧 会、研究会、講演会 等を開催すること。 三 美術に関する調査 研究を行い、及び資 料を刊行すること。 四 その他美術館の設 置目的を達成するた めに必要なこと。</p>	<p>二 県民の文化振興事 業に関すること。 三 関係すること。</p>

<p>館 図書情報 奈良県立</p>	<p>館 万葉文化 奈良県立</p>	
<p>安寺西 奈良市大</p>	<p>日香村 高市郡明</p>	
<p>一 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の</p> <p>二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の</p>	<p>一 万葉文化に関する調査研究を行うこと。</p> <p>二 万葉文化に関する資料及び万葉集に関する美術品を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>三 万葉文化に関する講演会、研究会等を開催すること。</p> <p>四 その他万葉文化館の設置目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>調査研究を行うこと。</p>

	<p>奈良県立 橿原考古 学研究所</p>
	<p>橿原市畝 傍町</p>
<p>用に供するとともに、 収集した資料を電子 情報として作成し、 発信すること。</p> <p>三 本県に関する歴史 資料として重要な公 文書等を保存し、閲 覧に供するとともに、 これに関連する調査 研究を行うこと。</p> <p>四 その他図書情報館 の設置目的を達成す るために必要なこと。</p>	<p>一 遺跡及び埋蔵文化 財（以下「遺跡等」 という。）に関する 学術的、専門的研究 を行うこと。</p> <p>二 遺跡等の発掘調査 及びその指導を行う こと。</p> <p>三 考古学的遺物及び 遺跡等に関する資料 （以下「考古資料」 という。）を収集し、 保管し、及び展示す ること。</p> <p>四 考古学的遺物及び 遺跡等に関する講習</p>
	<p>文化財課</p>



<p>奈良県立 民俗博物 館</p>	<p>奈良県消 費生活セ ンター</p>	
<p>大和郡山 市矢田町</p>	<p>奈良市三 条本町、 大和高田 市片塩町</p>	
<p>一 民俗資料を収集し、 保存し、及び展示す ること。 二 民俗資料に関する 研究会、講演会等を 開催すること。 三 民俗資料に関する 調査研究を行うこと。 四 その他民俗博物館 の設置目的を達成す るために必要なこと。</p>	<p>一 食品及び消費生活 の相談に関すること。 二 食品の安定性の確 保に関する情報及び 消費者に対する啓発 のための情報の収集 及び提供に関するこ と。 三 商品のテストに関 すること。 四 その他センターの 設置目的を達成する</p>	<p>会、研究会等を開催 すること。 五 その他考古学研究 所の設置目的を達成 するために必要なこ と。</p>
<p>県民くらし課</p>		

ための事業を行うこと。

別表第一奈良県食品衛生検査所及び奈良県消費生活センターの項を削り、同表奈良県女性センターの項中「女性活躍推進課」を「こども・女性課」に改め、同表奈良県中央こども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項の次に次のように加える。

奈良県立 野外活動 センター	奈良市都 祁吐山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 キャンプ活動その他の野外活動に関すること。</li> <li>二 共同宿泊訓練、体育及びレクリエーションに関すること。</li> <li>三 青少年指導者の研修に関すること。</li> <li>四 その他野外活動センターの設置目的を達成するための事業を行うこと。</li> </ul>	教育振興課
----------------------	--------------	---	-------

別表第一奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項中「福祉医療部企画管理室」を「福祉医療部総務課」に改め、同表奈良県薬事研究センターの項を次のように改める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 原材料及び製剤に関する指導、試験、研究、分析、鑑定及び調査に関すること。</li> <li>二 薬用植物の試作及び生産指導に関する</li> </ul>	薬務・衛生課

<p>奈良県薬 事研究セ ンター</p>	<p>奈良県食 品衛生検 査所</p>
<p>桜井市大 字池之内</p>	<p>大和郡山 市丹後庄 町</p>
	<p>奈良市を 除く県の 全域</p>
<p>こと。 三 機械器具の試作及 び鑑定に関すること。 四 容器、意匠及び図 案の考案調整に関す ること。 五 その他医薬の改良 発達を図るための必 要な指導に関するこ と。</p>	<p>一 と畜場法（昭和二 十八年法律第百十四 号）及び食鳥処理の 事業の規制及び食鳥 検査に関する法律（ 平成二年法律第七十 号）に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理 場及び中央卸売市場 における食品衛生法 （昭和二十二年法律 第二百三十三号）及 び食品表示法（平成 二十五年法律第七十 号）に基づく事務</p>

別表第一奈良県森林技術センター及び奈良県フォレストアカデミーの項を削り、  
同表奈良県景観・環境総合センターの項中「環境政策課」を「水・大気環境課」に改

め、同項の次に次のように加える。

	奈良県フ オレスタ ーアカデ ミー	奈良県森 林技術セ ンター			
	吉野郡吉 野町	高市郡高 取町			
一 工業技術分野にお ける試験、分析に関	一 森林環境管理士の 養成に関すること。 二 森林環境管理作業 士の養成に関するこ と。	六 奈良県フオレスタ ーを派遣する市町村 の森林環境の維持向 上に関すること。 五 森林経営管理制度 の実行及び指導に関 すること。 四 県営林の管理運営 及び施設提案に関す ること。 三 その他林業に関す る試験研究、分析及 び指導に関すること。 二 木材の加工及び木 材化学についての試 験研究に関すること。	一 林業経営及び造林 についての試験研究 に関すること。 二 木材の加工及び木 材化学についての試 験研究に関すること。		森林環境課
産業創造課					

<p>奈良県産 業振興総 合センタ ー</p>	<p>奈良市柏 木町</p>	<p>二 工業技術分野にお ける研究開発に関す ること。 三 工業技術分野にお ける相談及び指導に 関すること。 四 計量法（平成四年 法律第五十一号）に 関すること。</p>
-------------------------------------	--------------------	--

別表第一奈良県営競輪場から奈良県中小企業会館までの項及び奈良労働会館から奈良県産業会館までの項を次のように改める。

<p>奈良県営 競輪場</p>	<p>奈良市秋 篠町</p>	<p>一 場内における人事、 予算、決算その他庶 務に関すること。 二 競輪の企画調整に 関すること。 三 競輪開催に関する こと。</p>	<p>経営支援課</p>
<p>奈良労働 会館</p>	<p>奈良市登 大路町</p>	<p>二 競輪開催に関する こと。</p>	<p>人材・雇用政策課</p>
<p>中和労働 会館</p>	<p>奈良市西 木辻町</p>	<p>三 競輪開催に関する こと。</p>	
<p>奈良県立 高等技術 宅町</p>	<p>磯城郡三 宅町</p>	<p>四 職業能力開発に関する こと。</p>	

専門校	奈良県産 業会館	奈良県奈 良しごと iセンタ ー	奈良県高 田しごと iセンタ ー
	大和高田 市幸町	奈良市西 木辻町	大和高田 市幸町
	会館の管理運営に関す ること。	一 職業の相談に関す ること。 二 職業の情報提供に 関すること。 三 県内企業への人材 紹介に関すること。 四 内職のあつ旋に関 すること。 五 その他就労支援に 関すること（他課の 所掌に属するものを 除く。）。	

別表第一奈良県奈良しごとiセンター及び奈良県高田しごとiセンターの項を削り、  
同表奈良県外人観光客交流館の項中「ならの観光力向上課」を「観光戦略課」に改  
め、同表奈良まほろば館の項中「観光プロモーション課」を「観光力創造課」に改め、  
同表奈良春日野国際フォーラムの項を次のように改める。

奈良春日	奈良公園 事務所	奈良市芝 辻町	
一 奈良春日野国際フ ォーラムの管理運営	一 奈良公園の管理及 び整備に関すること。 二 平城宮跡等の整備 に関すること。		奈良公園室

野国際フ オーラム	奈良市春 日野町		二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。
--------------	-------------	--	-----------------------------------

別表第一奈良県北部農業振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「食と農の振興部企画管理室」を「食農部総務課」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「県土マネジメント部企画管理室」を「県土マネジメント部総務課」に改め、同表奈良県ヘリポート管理事務所の項中「リニア推進・地域交通対策課」を「リニア・地域交通課」に改め、同表奈良県流域下水道センターの項中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に改め、同表中和公園事務所及び福祉住宅体験館の項中「公園緑地課」を「公園企画課」に改め、同表奈良公園事務所の項を削り、同表県営住宅管理事務所の項中「住まいまちづくり課」を「住宅課」に改める。

別表第二奈良県税事務所及び奈良県中南和県税事務所の項課の名称の欄中「課税第一課 課税第二課」を「課税課」に改め、「地方税滞納整理課」を削り、同項所掌事務の欄総務課の款の次に次のように加える。

課税課

一 個人県民税、利子割県民税、配当割県民税、株式等譲渡所得割県民税、法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税及び鉾区税の賦課徴収に関するこ  
と。

二 前号に掲げる各税の犯則事件に関すること。

三 地区税務協議会に関すること。

別表第二奈良県税事務所及び奈良県中南和県税事務所の項所掌事務の欄課税第一課の款第一号中「県民税（法人県民税を除く。）」を削り、「賦課に関すること（県民税（法人県民税を除く。）」及び個人事業税にあつては、奈良県税事務所に限る。）」を「賦課徴収に関すること」に改め、同款第三号を削り、同欄課税第二課の款第一号中「（個人県民税、個人事業税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物税にあつては、中南和県税事務所に限る。）」を削り、同款第三号中「（中南和県税事務所に限る。）」を削り、同表なら歴史芸術文化村の項の次に次のように加える。

<p>奈良県立 図書情報</p>	<p>奈良県立 万葉文化 館</p>
<p>総務企画 課 図書・公</p>	<p>総務・広 報課 企画・研 究課</p>
<p>総務企画課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 図書情報館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</li> <li>二 図書情報館の維持及び管理に関すること。</li> <li>三 図書情報館事業の企画及び広報に関すること。</li> <li>四 ネットワーク及び情報機器の運用管理に関すること。</li> <li>五 その他図書・公文書課の主管に属しないこと。</li> </ol>	<p>総務・広報課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 万葉文化館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</li> <li>二 万葉文化館の維持及び管理に関すること。</li> <li>三 万葉文化館事業の広報に関すること。</li> <li>四 その他企画・研究課の主管に属しないこと。</li> </ol> <p>企画・研究課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 万葉文化に関する調査研究を行うこと。</li> <li>二 万葉文化に関する資料及び万葉集に関する美術品を収集し、保管し、及び展示すること。</li> <li>三 万葉文化に関する講習会、研究会等を開催すること。</li> </ol>



館
文書課
<p>図書・公文書課</p> <p>一 図書の総合サービスに関すること。</p> <p>二 県内市町村図書館及び学校図書館等の支援に関すること。</p> <p>三 総合レファレンスに関すること。</p> <p>四 公文書、古文書及び地域研究に関すること。</p> <p>五 資料の発注、受入、分類及び整理に関すること。</p>

別表第二奈良県立万葉文化館の項及び奈良県立図書情報館の項から奈良県食品衛生検査所の項までを削り、同表奈良県中央こども家庭相談センターの項中「女性相談課」を「女性相談支援センター」に改め、同表奈良県高田こども家庭相談センターの項の次に次のように加える。

奈良県立 野外活動 センター
総務・活動支援課
<p>総務・活動支援課</p> <p>一 センターにおける人事、予算、決算その他庶務に関すること。</p> <p>二 センターの維持及び管理に関すること。</p> <p>三 センター事業の企画、運営及び推進に関すること。</p> <p>四 森林環境教育に関すること。</p> <p>五 青少年指導者の研修に関すること。</p> <p>六 センターの使用承認及び使用調整に関すること。</p>

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県吉野保健所までの項課の名称の欄中「食品衛

生課 生活衛生課」を「衛生課」に改め、同項所掌事務の欄食品衛生課の款及び生活衛生課の款を削り、同欄健康増進課の款第六号及び第七号中「こと」の下に「（中和保健所を除く。）」を加え、同欄保健予防課の款に次の二号を加える。

三 難病対策に関すること。

四 原子爆弾被爆者の援護に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県吉野保健所までの項所掌事務の欄高田出張所の款を次のように改める。

高田出張所

中和保健所健康増進課及び保健予防課が所管する申請に関すること。

別表第二奈良県保健研究センターから奈良県吉野福祉事務所までの項の次に次のように加える。

奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	<p>食肉検査課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 所内の庶務に関すること。</li> <li>二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。</li> <li>三 食肉の衛生に関すること。</li> <li>四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。</li> <li>五 その他他課の主管に属しないこと。</li> </ul> <p>市場食品検査課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 奈良県中央卸売市場（以下この項において「市場」という。）内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。</li> <li>二 市場内の営業用施設及び市場内で取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。</li> <li>三 市場内の食品関係者の衛生指導</li> </ul>	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町（市場内）とする。
------------	------------------	--	---

	<p>四 その他市場内の食品衛生及び食品表示に関すること。</p>	

別表第二奈良県フォレストアカデミーの項の次に次のように加える。

	<p>奈良県産 業振興総 合センタ ー</p>	<p>オープン イノベ ション推 進室</p>	<p>オープンイノベーション推進室</p> <p>一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。</p> <p>二 産業振興総合センターの維持及び管理に関すること。</p> <p>三 研究・技術施策に係る企画・立案に関すること。</p> <p>四 研究・技術交流の推進に関する こと。</p> <p>五 受託・共同研究の推進に関する こと。</p> <p>六 研究者養成に関すること。</p> <p>計量検定室</p> <p>計量法に関すること。</p>	

別表第二奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

	<p>管理課</p> <p>一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。</p> <p>二 奈良公園の管理に関すること。</p> <p>三 平城宮跡等の管理に関すること。</p> <p>四 公園施設の維持補修及び整備に 関すること。</p>	

奈良公園 事務所	管理課 整備課	<p>五 公園内における樹木の保全管理に関すること。</p> <p>整備課</p> <p>一 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の土木事業の計画及び事業費に関すること。</p> <p>二 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の土木事業に関する調査及び調整に関すること。</p> <p>三 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の土木事業に関する設計の審査及び工事の検査に関すること。</p> <p>四 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の土木事業の進捗に関すること。</p> <p>五 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の工事の設計に関すること。</p> <p>六 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の工事の施行及び指導監督に関すること。</p> <p>七 奈良公園の工事器具、機械及び資材の検収に関すること。</p>	
-------------	------------	--	--

別表第二奈良県農業研究開発センターの項課の名称の欄中「育種科 加工科」を「栽培・流通科」に改め、同項所掌事務の欄研究企画推進課の款第一号中「農業革新支援」を削り、同欄育種科の款を次のように改める。

栽培・流通科

農作物の栽培、育種及び流通利用の研究に関すること。

別表第二奈良県農業研究開発センターの項所掌事務の欄加工科の款を削り、同表奈良公園事務所の項を削る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

**第二条** 職員の仕事の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「文化・教育・くらし創造部」を「地域創造部」に改め、同項第五号中「産業・観光・雇用振興部」を「産業部」に改め、同項第六号中「地域デザイン推進局長」を「まちづくり推進局長」に改め、同項第十一号中「文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所」を「地域創造部文化財保存事務所」に改め、同項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条第四項第一号中「道路政策官、防災政策官又は河川政策官」を「防災政策官、道路政策官、河川政策官又はまちづくり政策官」に改め、同項第二号及び第三号中「課の室又は産業振興総合センターの部」を「又は課の室」に改め、同項第五号中「課の室又は産業振興総合センターの部」を「又は課の室」に改め、「副主幹」の下に「副主任」を加え、同項第六号中「主任主計員」の下に「総括主計員」を加える。

第四条第一項第一号中「事務職員である」を削り、同条第二項中「副主幹」の下に「副主任」を加える。

第六条第九項中「地域デザイン推進局長」を「まちづくり推進局長」に、「地域デザイン推進局」を「まちづくり推進局」に改め、同条第十四項を削る。

第七条第二項中「道路政策官、防災政策官及び河川政策官」を「防災政策官、道路政策官、河川政策官及びまちづくり政策官」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、第九項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「主計員」を「総括主計員及び主計員」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十五項を第十二項とし、第十六項から第十九項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第一なら歴史芸術文化村の項の次に次のように加える。

万葉文化館	館長、副館長、課長
図書情報館	館長、副館長、課長

別表第一万葉文化館の項を削り、同表民俗博物館の項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長、副所長、中南和相談所長
----------	----------------

別表第一図書情報館の項、野外活動センターの項、食品衛生検査所の項及び消費生活センターの項を削り、同表中央こども家庭相談センターの項中「課長」の下に「女性相談支援センター所長」を加え、同表精華学院の項の次に次のように加える。

—— 野外活動センター —— 所長、課長

別表第一郡山保健所の項中「難病相談支援センター所長」の下に、「難病相談支援センター次長」を加え、同表吉野福祉事務所の項中「次長」を削り、同表薬事研究センターの項の次に次のように加える。

—— 食品衛生検査所 —— 所長、課長

—— 景観・環境総合センター —— 所長、次長、統括主任研究員

別表第一フォレスターアカデミーの項の次に次のように加える。

—— 産業振興総合センター —— 所長、次長、室長、統括主任研究員

別表第一景観・環境総合センターの項及び商工観光館の項を削り、同表奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

—— 奈良公園事務所 —— 所長、次長、課長、看守長、副看守長

別表第一農業研究開発センターの項中「統括主任研究員」を削り、同表畜産技術センターの項中「副所長」を削り、同表奈良公園事務所の項を削り、同表県営住宅管理事務所の項中「次長」を削る。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

### 第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の

一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「同項第十二号に規定する所長」を削り、「村長」の下に、「万葉文化館及び図書情報館の館長」を加え、「万葉文化館、民俗博物館、図書情報館及び」を「民俗博物館の館長、産業振興総合センターの所長、」に改め、同欄第二号中「同項第十二号に規定する部長」を削り、「野外活動センターの所長、橿原公苑の公苑長、消費生活センターの所長及び副所長」を「消費生活センターの所長及び副所長、橿原公苑の公苑長」に改め、「院長」の下に「野外活動センターの所長」を加え、「福祉事務所の所長及び次長」を「中和福祉事務所の所長及び次長、吉野福祉事務所」に、「フォレスターアカデミーの校長、景観・環境総合センターの所長及び次長」を「景観・環境総合センターの所長及び次長、フォレスターアカデミーの校長」に改め、「商工観光館及び」を削り、「奈良まほろば館の館長、」の下に「奈良公園事務所及び」を加え、「並びに中和公園事務所、奈良公園事務所及び県営住宅管理事務所の所長及び次長」を「中和公園事務所の所長及び次長並びに県営住宅管理事務所の所長」に改め、同欄第三号中「同項第十二号に規定する課長及び室

長」を削り、「及び副主幹」を、「副主幹及び副主任」に、「橿原考古学研究所、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館及び野外活動センターの課長、橿原公苑の次長、消費生活センターの中南和相談所長、」を「万葉文化館、図書情報館、橿原考古学研究所及び民俗博物館の課長、消費生活センターの中南和相談所長、橿原公苑及び」に改め、「精華学院の次長、」の下に「野外活動センター及び」を加え、「フォレストアカデミー」を「及びフォレストアカデミーの課長、産業振興総合センターの室長」に改め、「奈良まほろば館」の下に「奈良公園事務所」を加え、「奈良公園事務所」を削り、同欄第四号中「第三条第一項第十三号」を「第三条第一項第十二号」に、「主計員」を「総括主計員及び主計員」に改め、同表二の項第二欄第二号中「第三条第一項第十二号に規定する部長並びに」を削り、「森林技術センターの所長及び副所長」の下に「産業振興総合センターの次長」を加え、「所長及び副所長の」を「所長の」に改め、同欄第三号中「第三条第一項第十二号に規定する統括主任研究員」を「第四条第二項に規定する副主任」に、「及び薬事研究センター」を「薬事研究センター及び景観・環境総合センター」に、「景観・環境総合センター」を「産業振興総合センター」に、「科長及び統括主任研究員」を「及び科長」に改め、同表三の項第二欄第三号中「及び副主幹」を「副主幹及び副主任」に改め、同表四の項第二欄第二号中「及び主幹」を「主幹及び副主任」に、「食品衛生検査所及び保健所（中和保健所を除く。）の課長、中和保健所の課長及び」を「保健所の課長、中和保健所の」に改め、「動物愛護センター所長並びに」の下に「食品衛生検査所及び」を加え、同欄第三号中「第三条第一項第十三号」を「第三条第一項第十二号」に改め、同欄第四号中「主査」を「副主任主査及び主査」に、「及び」を「並びに」に改め、同表五の項第二欄第一号中「別表第一」を「規則第四条第二項に規定する副主任並びに別表第一」に、「及び」を「の女性相談支援センター所長、」に改め、「難病相談支援センター所長」の下に「及び難病相談支援センター次長」を加え、同欄第二号中「第三条第一項第十三号」を「第三条第一項第十二号」に改め、同表六の項第二欄第一号中「規則」の下に「第四条第二項に規定する副主任並びに」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる部の部長、局長、理事、政策参与、次長、参事又は主任調整員に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる部の部長、局長、理事、政策参与、次長、参事又は主任調整員に補せられたものとする。

文化・教育・くらし創造部	地域創造部
文化・教育・くらし創造部こども・女性局	地域創造部こども・女性局
水循環・森林・景観環境部	環境森林部
産業・観光・雇用振興部	産業部
産業・観光・雇用振興部観光局	産業部観光局
食と農の振興部	食農部
県土マネジメント部地域デザイン推進局	県土マネジメント部まちづくり推進局

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、主任企画員、副主任幹、付、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部企画管理室	総務部総務課
----------	--------



	文化・教育・くらし創造部企画管理室	地域創造部総務課
文化・教育・くらし創造部文化財保存課	文化・教育・くらし創造部文化財保存課	地域創造部文化財課
文化・教育・くらし創造部教育振興課	文化・教育・くらし創造部教育振興課	地域創造部こども・女性局教育振興課
文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課	文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課	地域創造部県民くらし課
文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課	文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課	地域創造部こども・女性局こども・女性課
文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課	文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課	地域創造部こども・女性局こども保育課
福祉医療部企画管理室	福祉医療部企画管理室	福祉医療部総務課
福祉医療部医療・介護保険局介護保険課地域包括ケア推進室	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課地域包括ケア推進室	福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課
福祉医療部医療政策局薬務課	福祉医療部医療政策局薬務課	福祉医療部医療政策局薬務・衛生課
水循環・森林・景観環境部企画管理室	水循環・森林・景観環境部企画管理室	環境森林部総務課
水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課	水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課	環境森林部森林環境課
水循環・森林・景観環境部森林資源生産課	水循環・森林・景観環境部森林資源生産課	環境森林部県産材利用推進課

	水循環・森林・景観環境部環境政策課	環境森林部水・大気環境課
	産業・観光・雇用振興部企画管理室	産業部総務課
	産業・観光・雇用振興部地域産業課	産業部経営支援課
課	産業・観光・雇用振興部企業立地推進課	産業部産業創造課
	産業・観光・雇用振興部雇用政策課	産業部人材・雇用政策課
	産業・観光・雇用振興部観光局ならの観光力向上課	産業部観光局観光戦略課
	産業・観光・雇用振興部観光局観光プロモーション課	産業部観光局観光力創造課
	食と農の振興部企画管理室	食農部総務課
	県土マネジメント部企画管理室	県土マネジメント部総務課
課	県土マネジメント部建設業・契約管理	県土マネジメント部建設産業課
	県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課	県土マネジメント部リニア・地域交通課
	県土マネジメント部下水道課	県土マネジメント部下水道マネジメント課

県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課	県土マネジメント部まちづくり推進局
県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課	県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課
県土マネジメント部地域デザイン推進局奈良公園室	産業部観光局観光力創造課奈良公園室
県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課	県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課
県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課	県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課
県土マネジメント部地域デザイン推進局県有施設営繕課	県土マネジメント部まちづくり推進局営繕課

4

施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の課長、科長、主幹、副主幹、係長若しくは総括技能員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の課長、科長、主幹、副主幹、係長若しくは総括技能員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県奈良県税事務所課税第一課	奈良県奈良県税事務所課税課
奈良県中央子ども家庭相談センター女性相談課	奈良県中央子ども家庭相談センター女性相談支援センター

奈良県中和保健所食品衛生課	奈良県中和保健所衛生課
奈良県農業研究開発センター研究開発 部育種科	奈良県農業研究開発センター研究開発 部栽培・流通科

5 施行日の前日に産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター（産業技術研究部を除く。）の所長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ奈良県産業振興総合センターの所長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

6 施行日の前日に産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター産業技術研究部の室長若しくは統括主任研究員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ奈良県産業振興総合センターの室長若しくは統括主任研究員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。（なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則及びなら歴史芸術文化村コミッション規則の一部改正）

7 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部文化振興課」を「地域創造部文化振興課」に改める。

- 一 なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十七号）第八条
- 二 なら歴史芸術文化村コミッション規則（令和二年三月奈良県規則第七十五号）第七条

（奈良県文化財保存活用認定会議規則等の一部改正）

8 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部文化財保存課」を「地域創造部文化財課」に改める。

- 一 奈良県文化財保存活用認定会議規則（平成二十八年三月奈良県規則第一百一号）第七条
- 二 奈良県古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十三号）第三条

- 三 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十四号）第七条

- (飛鳥宮跡活用検討委員会規則の一部改正)
- 9 飛鳥宮跡活用検討委員会規則(平成二十八年九月奈良県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「文化・教育・くらし創造部文化財保存課及び県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」を「地域創造部文化財課及び県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課」に改める。
- (史跡等整備活用補助金選定審査会規則の一部改正)
- 10 史跡等整備活用補助金選定審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室」を「地域創造部文化財課長」に改める。
- 第七条中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室」を「地域創造部文化財課」に改める。
- (文化資源活用補助金選定審査会規則の一部改正)
- 11 文化資源活用補助金選定審査会規則(平成二十八年三月奈良県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室長」を「地域創造部文化財課長」に改める。
- 第七条中「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課世界遺産室」を「地域創造部文化財課」に改める。
- (奈良県協働推進審査会規則の一部改正)
- 12 奈良県協働推進審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課」を「地域創造部県民くらし課」に改める。
- (奈良県人権施策協議会規則の一部改正)
- 13 奈良県人権施策協議会規則(平成十四年三月奈良県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。
- 第九条中「文化・教育・くらし創造部人権施策課」を「地域創造部人権施策課」に改める。

(奈良県スポーツアカデミー検討委員会規則等の一部改正)

14 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課」を「地域創造部スポーツ振興課」に改める。

一 奈良県スポーツアカデミー検討委員会規則(平成二十六年七月奈良県規則第十八号)第七条

二 奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会規則(平成二十八年三月奈良県規則第百号)第八条

三 奈良県立橿原公苑指定管理者選定審査会規則(平成二十九年三月奈良県規則第七十号)第八条

(奈良県消費生活条例施行規則の一部改正)

15 奈良県消費生活条例施行規則(平成三年三月奈良県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課」を「地域創造部県民くらし課」に改める。

(奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則及び奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則の一部改正)

16 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課」を「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」に改める。

一 奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則(平成十年三月奈良県規則第五十号)第四条

二 奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十八号)第六条

(奈良県放課後児童対策推進委員会規則の一部改正)

17 奈良県放課後児童対策推進委員会規則(平成二十七年三月奈良県規則第百十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局奈良っ子はぐくみ課」を「地域創造部子ども・女性局子ども保育課」に改める。

(奈良県子どもを虐待から守る審議会規則及び奈良県子どもの貧困対策会議規則の一部改正)

18 次に掲げる規則の規定中「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課

」を「地域創造部こども・女性局こども家庭課」に改める。

一 奈良県子どもを虐待から守る審議会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十六号）第八条

二 奈良県子どもの貧困対策会議規則（平成二十七年三月奈良県規則第一百一号）第七條

（奈良県福祉・介護人材確保協議会規則の一部改正）

19 奈良県福祉・介護人材確保協議会規則（平成二十七年七月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課」を「福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課」に改める。

（奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則等の一部改正）

20 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部医療政策局薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」に改める。

一 奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則（昭和二十八年七月奈良県規則第四十三号）第七條

二 奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員規則（平成二十年三月奈良県規則第六十号）第四条

三 奈良県後発医薬品安心使用促進協議会規則（平成二十五年三月奈良県規則第三百十号）第七條

（奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

21 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年九月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「水循環・森林・景観環境部水資源政策課」を「環境森林部水・大気環境課」に改める。

（奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則の一部改正）

22 奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課長」を「環境森林部森林環境課長」に改める。

第七条中「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課」を「環境森林部森林環

境課」に改める。

(奈良の木利用拡大検討委員会規則の一部改正)

23 奈良の木利用拡大検討委員会規則(平成二十六年三月奈良県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「水循環・森林・景観環境部奈良の木ブランド課」を「環境森林部県産材利用推進課」に改める。

(奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会規則等の一部改正)

24 次に掲げる規則の規定中「水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課」を「環境森林部廃棄物対策課」に改める。

一 奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十九号)第七条

二 奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十号)第八条

三 奈良県循環型社会推進協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十一号)第八条

四 奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十二号)第七条

(奈良県古都風致審議会規則及び奈良県景観審議会規則の一部改正)

25 次に掲げる規則の規定中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改める。

一 奈良県古都風致審議会規則(昭和四十二年四月奈良県規則第一号)第八条

二 奈良県景観審議会規則(平成二十一年三月奈良県規則第六十一号)第七条  
(奈良県中小企業振興対策審議会規則の一部改正)

26 奈良県中小企業振興対策審議会規則(昭和三十三年五月奈良県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「産業・観光・雇用振興部企画管理室」を「産業部総務課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

27 貸金業法施行細則(昭和五十八年十月奈良県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県産業・観光・雇用振興部地域産業課」を「奈良県産業部経営支援



課」に改める。

(奈良県宮競輪あり方検討委員会規則の一部改正)

28 奈良県宮競輪あり方検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・観光・雇用振興部地域産業課」を「産業部経営支援課」に改める。  
(奈良県経営革新計画評価等委員会規則の一部改正)

29 奈良県経営革新計画評価等委員会規則(平成二十六年三月奈良県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「産業・観光・雇用振興部産業政策課」を「産業部産業創造課」に改め、同条第二号中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業部経営支援課」に改める。

(奈良県大規模小売店舗立地審議会規則及び奈良県伝統的工芸品指定委員会規則の一部改正)

30 次に掲げる規則の規定中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業部経営支援課」に改める。

一 奈良県大規模小売店舗立地審議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十四号)第七条

二 奈良県伝統的工芸品指定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十五号)第七条

(奈良県ビジネスプラン評価委員会規則の一部改正)

31 奈良県ビジネスプラン評価委員会規則(平成二十五年三月奈良県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「産業・観光・雇用振興部長」を「産業部長」に改める。  
第六条中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業部経営支援課」に改める。

(奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部改正)

32 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則(平成二十六年三月奈良県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を「奈良県産業振興総合センター」に改める。

- (奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則の一部改正)
- 33 奈良県研究開発支援補助金選定審査会規則(令和二年三月奈良県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
- 第十条中「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業部経営支援課」に改める。
- (奈良県高山第1工区立地基準等審査会規則の一部改正)
- 34 奈良県高山第1工区立地基準等審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第一項中「産業・観光・雇用振興部長」を「産業部長」に改める。
- 第六条中「産業・観光・雇用振興部企業立地推進課」を「産業部産業創造課」に改める。
- (奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則等の一部改正)
- 35 次に掲げる規則の規定中「産業・観光・雇用振興部企業立地推進課」を「産業部産業創造課」に改める。
- 一 奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則(令和四年三月奈良県規則第六十二号)第七条
- 二 奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会規則(令和四年十月奈良県規則第十六号)第七条
- 三 御所IC工業団地立地企業選定委員会規則(令和五年三月奈良県規則第五十四号)第六条
- (奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則の一部改正)
- 36 奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「産業・観光・雇用振興部長」を「産業部長」に改める。
- 第七条中「産業・観光・雇用振興部雇用政策課」を「産業部人材・雇用政策課」に改める。
- (奈良県食と農の振興会議規則の一部改正)
- 37 奈良県食と農の振興会議規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「食と農の振興部企画管理室」を「食農部総務課」に改める。

(なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則及びなら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理者選定審査会規則の一部改正)

38 次に掲げる規則の規定中「食と農の振興部豊かな食と農の振興課」を「食農部豊かな食と農の振興課」に改める。

一 なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則(平成二十六年七月奈良県規則第十九号) 第八条

二 なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理者選定審査会規則(令和三年三月奈良県規則第六十七号) 第八条

(奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会規則の一部改正)

39 奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「食と農の振興部農業水産振興課」を「食農部農業水産振興課」に改める。  
(奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則の一部改正)

40 奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「食と農の振興部長」を「食農部長」に改める。  
第七条中「食と農の振興部農業水産振興課」を「食農部農業水産振興課」に改め

る。

(奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則の一部改正)

41 奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「食と農の振興部担い手・農地マネジメント課」を「食農部担い手・農地マネジメント課」に改める。

第八条中「食と農の振興部長」を「食農部長」に改める。

(奈良県入札監視委員会規則及び奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則の一部改正)

42 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部建設業・契約管理課」を「県土マネジメント部建設産業課」に改める。

一 奈良県入札監視委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十八号) 第七条

二 奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十九号）第七条

（奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会規則及び奈良県公共交通基本計画策定委員会規則の一部改正）

43 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課」を「県土マネジメント部リニア・地域交通課」に改める。

一 奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十八号）第七条

二 奈良県公共交通基本計画策定委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十九号）第八条

（奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会規則の一部改正）

44 奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会規則（平成二十九年三月奈良県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「県土マネジメント部下水道課」を「県土マネジメント部下水道マネジメント課」に改める。

（奈良県流域下水道事業会計規則の一部改正）

45 奈良県流域下水道事業会計規則（令和二年三月奈良県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県土マネジメント部下水道課（以下「下水道課」を「県土マネジメント部下水道マネジメント課（以下「下水道マネジメント課」に改め、同条第二項中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に改め、同条第三項中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に、「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改める。

第三条の見出し及び同条中「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改め、同条の表中「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に、「下水道課の」を「下水道マネジメント課の」に改める。

第二十二条第一号中「下水道課」を「下水道マネジメント課」に改める。

第二十五条中「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改める。

第三十四条から第三十八条まで、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十四条、第七十五条、第七十八条及び第八十一条中「下水道課」を「下水道マネジ

メント課」に改める。

第八十九条第一項中「下水道課の」を「下水道マネジメント課の」に、「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改め、同条第二項中「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改める。

第九十条第一項及び第二項中「下水道課長」を「下水道マネジメント課長」に改める。

(奈良県土地価格判定委員会規則の一部改正)

46 奈良県土地価格判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課」に改め、同条第二号中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改める。  
(奈良県地価調査委員会規則の一部改正)

47 奈良県地価調査委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課」に改める。

(大洲池公園指定管理者選定審査会規則の一部改正)

48 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課」に改める。

一 大洲池公園指定管理者選定審査会規則(平成二十九年三月奈良県規則第七十三号) 第八条

二 まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業事業者選定委員会規則(令和四年七月奈良県規則第十三号) 第七条

三 まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会規則(令和五年十二月奈良県規則第三十一号) 第七条

(奈良公園地区整備検討委員会規則等の一部改正)

49 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課奈良公園室」を「産業部観光局観光力創造課奈良公園室」に改める。

一 奈良公園地区整備検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第八十三号)

第八条

二 奈良公園植栽計画検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十四号）

第七条

三 春日山原始林保全計画検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十五号）  
第八条

四 奈良のシカ保護管理計画検討委員会規則（平成二十五年七月奈良県規則第九号）  
第八条

五 奈良公園観光地域活性化審査会規則（平成二十五年十月奈良県規則第十六号）  
第八条

（平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会規則等の一部改正）

50 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課平城

宮跡事業推進室」を「県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課」に改める。

一 平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会規則（平成二十九年一月奈良県規則第三十三号）  
第八条

二 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会規則（平成三十年三月奈良県規則第六十五号）  
第七条

三 平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会規則（令和三年三月奈良県規則第六十九号）  
第七条

四 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館事業者選定委員会規則（令和四年三月奈良県規則第六十四号）  
第七条

五 平城宮跡歴史公園南側地区事業者選定委員会規則（令和四年三月奈良県規則第六十五号）  
第七条

（奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則及び奈良県住生活推進委員会規則の一部改正）

51 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に改める。

一 奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十六号）  
第八条

二 奈良県住生活推進委員会規則（平成二十五年三月奈良県規則第三百二十九号）  
第七条

(建築士法施行細則の一部改正)

52 建築士法施行細則(昭和二十六年一月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課」を「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課」に改める。

(旧宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

53 旧宅地造成等規制法施行細則(昭和三十八年十一月奈良県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九号様式中「~~建築安全推進課~~」を「~~建築安全課~~」に改める。